

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></b></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（7）監督手法・対応</u></p> <p>①・②（略）</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（1）から（5）及び<u>（7）</u>の各規定に準ずるものとする。</p>	<p><b><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></b></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）ストレステスト実施に係る留意事項</u></p> <p><u>金商業等府令第123条第1項第21号の4及び金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの）に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない通貨関連店頭デリバティブ取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。）の定めるところにより、決済リスク管理強化のため、ストレステストを適切に実施する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（8）監督手法・対応</u></p> <p>①・②（略）</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（1）から（5）及び<u>（8）</u>の各規定に準ずるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-5 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（7）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-5 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（8）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>